資料３

大阪府指定出資法人の役員報酬制度に関する意見書（案）

令和8年　月

大阪府指定出資法人評価等審議会

１　はじめに

府退職者の常勤役員の役員報酬制度については、令和７年１１月に本審議会において、意見書をとりまとめ、役員報酬水準及び役員報酬基準の見直しを行った。

その際、今後の社会経済環境の変化等も踏まえ、より適切な制度となるよう、引き続き見直しを検討していくこと、また、経営評価制度に基づき毎年度法人をチェックしていく中で、法人のミッション等に大きな変化がある場合は、必要な都度、報酬の見直しを行うべきであるとする意見を付したところである。

前回の見直し後も、民間企業では引き続き従業員等の給与等の引き上げが実施されており、このような社会経済環境の変化等に指定出資法人が対応できるよう、今般、役員報酬水準について再点検を実施した。

また、大阪府道路公社について、法人の管理路線数に変更が見込まれることから、役員報酬基準の再点検を実施した。

会議の開催については、以下のとおりである。

【審議会開催状況】

第１回（令和８年１０月２６日）
・大阪府指定出資法人の役員報酬水準の再点検について
・大阪府指定出資法人の役員報酬基準の再点検について（大阪府道路公社）

第２回（令和８年１１月５日）
・大阪府指定出資法人の役員報酬制度に関する意見書（案）とりまとめについて

２　役員報酬水準について

近年、人材確保等を目的とした大幅な賃上げが社会全体で進んでおり、現在の役員報酬水準では指定出資法人が必要な人材を確保することが困難となるおそれがあるため、令和５年度から令和７年度にかけて、報酬水準の点検を行い、民間給与の上昇率等を基に見直しを行った。

今回の点検にあたり、役員公募の実績等について検証したところ、応募者が府退職者１名にとどまる例なども見られ、広く複数の候補者の中から選考できる状況には至っていない。

役員公募への応募の判断は、業務内容や求められる経験など様々な要素によって左右され、報酬額のみで決まるものではないものの、社会全体で賃金水準の上昇が続く中、指定出資法人の報酬水準がこうした変化に対応しない場合には、必要な人材の確保が困難となるおそれがある。

そのため、引き続き指定出資法人が必要な人材を確保していくためには、報酬水準につい

て、民間給与の上昇率等を基に３％程度の見直しを行い、８００万円～1,１５０万円の範囲とすることには一定の妥当性がある。

また、報酬水準については、今後も社会経済環境の変化等を踏まえ、定期的に点検を行っていくことが必要である。

なお、近年、報酬水準の見直しを継続して実施していることから、今後の見直しにあたっては、社会経済環境に加え、役員公募への応募状況や類似団体の役員報酬額など様々な視点を踏まえながら検討することが望まれる。

３　役員報酬基準について（大阪府道路公社）

大阪府道路公社の役員報酬基準を再点検するにあたっては、次の３つの視点に基づき、役員の職務・職責等を評価することにより、あるべき報酬基準を導き出した。また、代表者と専務・常務クラスとの差については令和７年１１月の点検と同様、報酬基準額の８０％とした。

【評価の視点】

① 役員としての日々の職務内容について

役員としての日常の職務における難易度の高さや法人運営上の管理スパンの広さ、職務を執行する上で求められる専門性の有無といった観点から日々の職務内容における職責を判断。

② 役員としての重要課題、ミッションについて

府の財政再建プログラム（案）、財政構造改革プラン（案）、行財政改革推進プラン（案）、及び大阪府行政経営の取組みにおける法人改革への対応や法人事業を取り巻く外的環境の変化等への対応など、法人運営上の喫緊の重要課題の有無やそのボリューム、難易度の高さといった観点から役員の職責を判断。

③ 役員としての法人運営上の経営判断の自由度、リスクについて

府の施策を補完する役割を担う出資法人の特性から、法人事業等の実施にあたっても府の関与が必要となるため、法人経営を行っていく上での役員の経営判断の自由度や責任についても一定の制限が生じているケースがある。そのため、各法人における法人経営の自由度の高さや役員としての責任・リスクの高さといった観点から役員の職責を判断。

【評価点数】

上記の各視点について、１点から４点の０．５点単位で変動する７段階区分で評価

４　再点検結果等について

今般の再点検の結果を踏まえた、指定出資法人の新報酬基準額については、４ページ以降に記載のとおりである。また、新報酬基準額の適用時期については、令和９年度より適用すべきであると考える。

【役員報酬評価結果】

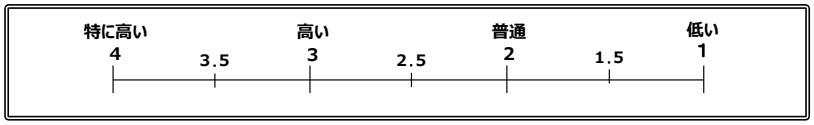
（単位：万円）

法　人　名	日々の職務内容	重要課題、ミッション	経営判断の自由度、リスク	合計点	新報酬基準		現行報酬基準		差 額	特記事項（報酬基準見直しの主な要因等）
（公財）大阪国際平和センター	1	2	1	4	業務執行理事※3	807	業務執行理事※3	788	19	・役員報酬水準の見直し
（株）大阪国際会議場	2	3	3	8	専務※1	840	専務※1	824	16	・役員報酬水準の見直し
（公財）大阪府国際交流財団	2	2	1	5	常務※3	855	常務※3	836	19	・役員報酬水準の見直し
大阪信用保証協会	3.5	3.5	3	10	理事長	1,150	理事長	1,130	20	・役員報酬水準の見直し
（一財）大阪府みどり公社	2	2	2	6	理事長	950	理事長	930	20	・役員報酬水準の見直し
（株）大阪鶴見フラワーセンター	1	2.5	2	5.5	社長	925	社長	905	20	・役員報酬水準の見直し
					常務※1	740	常務※1	724	16	
（公財）大阪府都市整備推進センター	3	2	2	7	理事長	1,000	理事長	980	20	・役員報酬水準の見直し
					常務※1	800	常務※1	784	16	
大阪府道路公社	2	2	2	6	理事長	950	理事長	930	20	・役員報酬水準の見直し ・鳥飼仁和寺大橋有料道路の府への移管により管理路線数が減少するものの、これに伴う職務・職責の大きな変化はないことから、前回と同じ評価とした。
					専務※1	760	専務※1	744	16	
大阪モノレール（株）	2	3	3	8	社長	1,050	社長	1,030	20	・役員報酬水準の見直し
					専務※2	945	専務※2	927	18	
					常務※1	840	常務※1	824	16	

（単位：万円）

法　人　名	日々の職務内容	重要課題、ミッション	経営判断の自由度、リスク	合計点	新報酬基準		現行報酬基準		差 額	特記事項（報酬基準見直しの主な要因等）
大阪外環状鉄道（株）	2	1.5	2	5.5	社長	925	社長	905	20	・役員報酬水準の見直し
					常務※1	740	常務※1	724	16	
大阪府土地開発公社	2	2	1	5	理事長	900	理事長	880	20	・役員報酬水準の見直し
					常務※1	720	常務※1	704	16	
堺泉北埠頭（株）	2.5	3	2	7.5	社長	1,025	社長	1,005	20	・役員報酬水準の見直し
					常務※1	820	常務※1	804	16	
大阪府住宅供給公社	3	3	2	8	理事長	1,050	理事長	1,030	20	・役員報酬水準の見直し
					常務※1	840	常務※1	824	16	
（公財）大阪府育英会	2	3	1	6	理事長	950	理事長	930	20	・役員報酬水準の見直し

【評価区分】



【報酬基準】

合計点	報酬額
10～12点	1,150万円
9.5点	1,125万円
9点	1,100万円
8.5点	1,075万円
8点	1,050万円
7.5点	1,025万円
7点	1,000万円
6.5点	975万円

合計点	報酬額
6点	950万円
5.5点	925万円
5点	900万円
4.5点	875万円
4点	850万円
3.5点	825万円
3点	800万円

【その他】

※1　法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役は報酬基準より報酬額を２０%引下げ
※2　法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役で代表権を有する、
　　若しくは代表者に準じる職で、かつ他の役員との職責の差が明確な者については、報酬基準より報酬額を１０%引下げ
※3　法人のトップが非常勤の場合、専務理事、常務理事は報酬基準より報酬額を５%引下げ

大阪府指定出資法人評価等審議会　委員名簿

氏　　名	職　　名	備考
新井　康平	大阪公立大学大学院経営学研究科　教授	-
新生　雅則	F&Link 株式会社　公認会計士	-
小沢　貴史	神戸大学大学院経営学研究科　教授	会長
西川　和予	株式会社勁草パートナー　中小企業診断士	-
村井　恵美	恵み法律事務所　弁護士	-
山口　朋子	株式会社コングレ　監査役	-
米村　紀美	三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社　マネージャー	-

（五十音順・敬称略）